

2022年11月吉日

泌尿器科専門研修中の先生方 各位

一般社団法人 日本泌尿器科学会
専門医制度審議会

専門医認定申請（受験申請）条件変更について

専門医認定申請（受験申請）条件につきまして、2026年度以降、一部条件が変わりますのでご案内申し上げます。

最新情報は学会ウェブサイト随時掲載いたしますので、あわせてご確認ください。

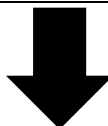
- | |
|----------------------------|
| 1. 「共通講習」の区分が変わりました |
| 2. 専門医認定申請（受験申請）条件が一部変わります |
| ・ 「必修講習 B」の追加（2026年度から） |
| 3. 研修修了から受験までの有効期限が設定されました |

1. 「共通講習」の区分変更

- 従来、日本専門医機構では、共通講習のうち「医療安全」「感染対策」「医療倫理」の3つを「必修講習」と規定していました。
- この度、共通講習の区分変更があり、今までの必修講習3つは「必修講習 A」と規定されました。この他に、新たに「必修講習 B」として「医療制度と法律」「地域医療」「医療福祉制度」「医療経済（保健医療等）」「両立支援」の5つと、「任意講習 C」が加わりました。
- 第110回日本泌尿器科学会総会（2023年4月）から、卒後教育プログラムで「必修講習 A」に加えて「必修講習 B」を順次実施します。また、後日eラーニング化を予定しています。
- JUA academy「研修単位・業績登録」は、まだ新区分に対応していません。今後システム改修予定です。それまでは、「必修講習 B」の単位は、共通講習の「その他」として表示されます。

〈旧〉

区分	項目
必修講習	医療安全、感染対策、医療倫理
その他	保健医療、など



〈新〉

区分	項目
必修講習 A	医療安全、感染対策、医療倫理
必修講習 B	医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保健医療等）、両立支援
任意講習 C	臨床研究・臨床試験、災害医療、など

2. 専門医認定申請（受験申請）の条件変更について

2026年度受験申請より「必修講習 B」が必須となります（一部の方は除きます）

(1) 「必修講習 B」の追加対象になる方

2018年以降に研修開始登録をして、2026年以降に専門医認定申請（受験申請）をする方
(p.3 参照)

- ・ 申請時に「必修講習 A」に加え、「必修講習 B」の単位（各1単位・計5単位）が必須となります。これにより、「ii)共通講習」で取得しなければならない単位数は、「3単位～10単位」から「8単位～10単位」に変更となります。
- ・ 「ii)共通講習」～「iv)学術業績・診療以外の活動実績」の合計が40単位であることは変わりません。

(2) 「必修講習 B」の追加対象にならない方

① 2018年以降に研修開始登録をして、2025年までに専門医認定申請（受験申請）をする方
(p.4 参照)

- ・ 「必修講習 B」の単位は必須ではありませんが、取得頂いた場合は「ii)共通講習」（3単位～10単位）の単位として含まれます。

② 2017年以前に研修開始登録をしている方

- ・ 2025年までに専門医認定申請（受験申請）をする場合も、2026年以降に専門医認定申請（受験申請）をする場合も、今までとおり100単位（学会研修単位）の取得が必要です。

3. 研修修了から専門医認定申請（受験申請）をするまでの有効期限について

(1) 2018年以降に研修開始登録をした方

- ・ 日本専門医機構により、研修修了から5年以内の受験が可能です。
- ・ やむをえない事情（国内外の研究留学、病気療養、妊娠、出産、育児など）により期間中に受験が困難な場合は受験時期延期申請書を提出し、審査を経て認められた場合は、有効期限を1年単位で延長することが可能です。受験時期延期申請書のフォーマットをご希望の場合は、メール（senmoni@urol.or.jp）にて学会宛ご連絡ください。

(2) 2017年以前に研修開始登録をした方

- ・ 2027年3月31日まで受験いただけます。
- ・ やむをえない事情（国内外の研究留学、病気療養、妊娠、出産、育児など）により期間中に受験が困難な場合は受験時期延期申請書を提出し、審査を経て認められた場合は、有効期限を1年単位で延長することが可能です。受験時期延期申請書のフォーマットをご希望の場合は、メール（senmoni@urol.or.jp）にて学会宛ご連絡ください。

研修開始登録	専門医認定申請 (受験申請) 時期	必修講習 B	試験有効期限
2017年度以前	2026年度まで	必須ではない	2027年3月31日
2018年度以降	2025年度まで	必須ではない	研修修了から5年以内
	2026年度以降	必須	

2018 年以降に研修開始登録をして、2026 年以降に受験申請をする方

- (1) 日本泌尿器科学会総会または東部・中部・西日本各総会のいずれかに 1 回以上参加
 (2) 必要単位を ii)~iv)の合計で 40 単位取得 (i はありません)

項目		必要単位数
ii)	共通講習 ※1	8~最大 10 単位
	うち 必修講習 A (医療安全、感染対策、医療倫理)	各 1 単位以上
	うち 必修講習 B (医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、 医療経済 (保健医療等)、両立支援)	各 1 単位以上
	うち 任意講習 C ※3 (臨床研究・臨床試験、災害医療)	0~最大 2 単位
iii)	泌尿器科領域講習 ※1	15 単位以上
iv)	学術業績・診療以外の活動実績 ※2	3~最大 15 単位
合計		40 単位

- ※1 必要な講習単位 (ii 共通講習+iii 泌尿器科領域講習) について
【必須】 40%以上を、卒後教育プログラム受講で取得しなければならない。
 (総会・地区総会会場、または e-ラーニングによる)
- ※2 学術業績・診療以外の活動実績
 学術集会の「参加」単位で取得できるのは 6 単位まで。
- ※3 任意講習 C
 必須ではありません。

- (3) 卒後教育プログラムを 7 つの 카테고리それぞれについて 1 単位以上取得

専門領域			
1	小児泌尿器科	腎不全・腎移植	
2	泌尿器科腫瘍		
3	尿路結石	エンドウロロジー・腹腔鏡	
4	尿路性器感染症	外傷・救急医療	
5	内分泌・生殖機能・性機能	副腎・後腹膜	
6	女性泌尿器科	老年泌尿器科・前立腺肥大症	排尿機能・神経泌尿器科
7	医療制度・保険等	基礎研究	オフィスウロロジー

- (4) 経験手術数

- 「A.一般的な手術」術者として 4 領域で各 5 例以上 (「副腎、腎、後腹膜の手術」のみ 3 例以上)
 かつ合計 50 例以上
- 「B.専門的な手術」術者あるいは助手として 1 領域 10 例以上を最低 2 領域
 かつ合計 30 例以上

**2018 年以降に研修開始登録をして、
2023～2025 年に専門医認定申請（受験申請）をする方
今までどおりで変更ありません**

- (1) 日本泌尿器科学会総会または東部・中部・西日本各総会のいずれかに 1 回以上参加
 (2) 必要単位を ii)～iv)の合計で 40 単位取得 (i はありません)

項目		必要単位数
	共通講習 ※1	3～最大 10 単位
ii)	うち 必修講習 A (医療安全、感染対策、医療倫理)	各 1 単位以上 計 3 単位以上必須
	うち 必修講習 B ※3 (医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、 医療経済 (保健医療等)、両立支援)	<u>0～最大 7 単位</u> 必須ではありません
	うち 任意講習 C ※3 (臨床研究・臨床試験、災害医療)	<u>0～最大 7 単位</u> 必須ではありません
iii)	泌尿器科領域講習 ※1	15 単位以上
iv)	学術業績・診療以外の活動実績 ※2	3～最大 15 単位
合計		40 単位

- ※1 必要な講習単位 (ii 共通講習+iii 泌尿器科領域講習) について
【必須】40%以上を、卒後教育プログラム受講で取得しなければならない。
 (総会・地区総会会場、または e-ラーニングによる)
- ※2 学術業績・診療以外の活動実績
 学術集会の「参加」単位で取得できるのは 6 単位まで。
- ※3 必修講習 B・任意講習 C
 必須ではありません。

- (3) 卒後教育プログラムを 7 つのカテゴリーそれぞれについて 1 単位以上取得

専門領域			
1	小児泌尿器科	腎不全・腎移植	
2	泌尿器科腫瘍		
3	尿路結石	エンドウロロジー・腹腔鏡	
4	尿路性器感染症	外傷・救急医療	
5	内分泌・生殖機能・性機能	副腎・後腹膜	
6	女性泌尿器科	老年泌尿器科・前立腺肥大症	排尿機能・神経泌尿器科
7	医療制度・保険等	基礎研究	オフィスウロロジー

- (4) 経験手術数

- 「A.一般的な手術」術者として 4 領域で各 5 例以上 (「副腎、腎、後腹膜の手術」のみ 3 例以上)
 かつ合計 50 例以上
- 「B.専門的な手術」術者あるいは助手として 1 領域 10 例以上を最低 2 領域
 かつ合計 30 例以上